

## 年金制度を抜本的に考える会「提言とりまとめ（案）」に関するQ & Aメモ

### Q. 税方式になると年金財源は全部税金になってしまうのか？

A. 現行基礎年金部分、新制度における「最低保障年金」のみを税財源にするのであって、2階部分については、従来通りの保険料が充てられることとなります。

### Q. 税方式になると受け取る年金はみんないっしょになってしまうのか？

A. 違います。

たしかに、現行基礎年金部分、新制度における「最低保障年金」は同額給付です。しかしながら、2階部分については現役時代の拠出に応じた金額が給付されますし、従来制度で約束した給付水準を維持することが不可欠であり、そのために移行措置を設計しています。

また、新制度においては、従来国民年金加入者も、所得水準に関わらず任意の積立が可能となります。

### Q. 消費税率が引き上げられるということは、国民ひとりひとりの負担は増えるということか？

A. そんなことはありません。

消費税率の引き上げは必要ですが、その分、従来負担いただいている国民年金保険料分（厚生年金においては基礎年金相当分）は全廃されます。

現行の国民年金保険料はすべての勤労者に同額（14,100円／月、平成19年度）が課せられていますが、消費税負担は生涯所得に比例する傾向がありますので、生涯所得が多い人は負担増に、生涯所得が低い人は負担減になります。

また、高齢者の場合、消費税負担が増えることとなりますが、これも最低保障年金の水準をその分上げることによってカバーすることが可能となります。

### Q. 新制度に移行すると2階部分について積立不足が発生してしまうのか？

A. 現行制度においても、すでに約束された給付債務を履行するためには、この積立不足額を解消していく必要がありますが、新制度移行に伴って発生するものではありません。従来制度において積立不足額を解消するためには、保険料水準の引き上げや消費税率の引き上げが必要になると見込まれます。

**Q. 税方式の導入は、企業負担の減少が狙いだと聞いたが本当か？**

A. 違います。

たしかに基礎年金部分を税財源にすることによって、現在基礎年金部分について企業が負担している分の財源は要らなくなることとなります。しかしながら、本会の「提言とりまとめ(案)」では、その分を雇用税として維持して、今後の移行措置の財源として充てることにしています。また、今後の議論に委ねられますが、雇用税を最低保障年金の財源に繰り入れ、消費税率の引き上げ幅を圧縮することも考えられます。いずれにしても、単なる企業減税とはならないように制度設計が必要です。

**Q. 消費税を年金ばかりに使ってしまってよいのか？**

A. ご指摘のとおり、高齢化社会の拡がりに伴って医療や介護を取り巻く現状は厳しいものがあります。また少子化対策も積極的に進めていくことが求められており、これらに対して、きちんと配慮をすることが必要です。

本会の「提言とりまとめ(案)」は、年金制度としてあるべき姿を示したものであり、今後、社会保障政策全体の整合性を検討していくことが必要だと考えています。

例えば、医療や介護、さらには少子化対策のための財源が必要であるならば、最低保障年金財源としての消費税率の引き上げを段階的に進めるなどの方策なども検討していかなければならないと考えています。

**Q. 移行措置にあんまり時間がかかるようなら、制度変更なんてできないではないか？**

A. 移行措置は、厚生年金などにおいて、これまでの制度で約束した給付水準を維持するためのものであり、2階部分に関することです。

1階部分については、税方式に移行することができた時点で、制度移行を完了することができますので、移行措置に時間がかかるということはありません。